
■□■ 宅地建物取引士 ■□■

■□■ 債権譲渡 ■□■

(質問) 譲渡制限特約付き債権が譲渡されたら？

(回答) 債務者は供託所に供託できます

(記事内容)

【弁済期前の債権も譲渡できるの？】

債権は、不動産等の有形物と同様に、1つの財産権なので、その同一性を保ちつつ売却することができます。

これを債権譲渡といいます。

そして、将来発生すべき債権を目的とする債権譲渡も原則として有効です。

【譲渡を禁止・制限する特約も有効？】

譲渡制限特約をした債権でも譲渡できるのが原則ですが、譲渡制限特約がされたことを知り、

または重大な過失によって知らなかった譲受人その他の第三者に対しては、債務者は、その債務の履行を拒むことができ、

かつ、譲渡人に対する弁済その他の債務を消滅させる事由をもってその第三者に対抗することができます。

たとえば、A（債権者）のB（債務者）に対する譲渡制限特約のある債権を、AがCに譲渡した場合で、

Cがその特約を知っていたり、重大な過失により知らなかったときは、Cは自分が新債権者であることをBに主張できず、

逆に、重大な過失なく知らなかったときは、主張できます。

また、重大な過失なく知らないBがAに弁済した場合は、弁済によって債務が消滅したことをCに主張できます。

【悪意・重過失の第三者でも債務者に請求できる場合がある？】

債務者が債務を履行しない場合、譲渡制限特約がされたことを知り、または重大な過

失によって知らなかった譲受人その他の第三者が、
相当の期間を定めて譲渡人への履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、その第三者は債務者に対して弁済の請求ができます。
前記の例でいえば、Cが悪意か重過失のときは、BはCに対して譲渡制限特約を対抗できますが、Bが履行しないような場合にまで保護する必要はありません。
そこで、CがBに対してAに相当期間内に弁済するように催告しても、それでもなおBが弁済しないような場合には、Cが直接Bに対して弁済の請求ができるわけです。

【債権譲渡を債務者に対抗するには？】

債権の譲受けを債務者に対抗するためには、債務者に対する通知または債務者の承諾が必要です。

この場合、通知できるのは譲渡人です。ただし、譲受人が譲渡人を代理して通知することはできます。

それに対して、債務者の承諾は譲渡人・譲受人のどちらに対して行ってもかまいません。

【債務者以外の第三者に対抗するには？】

債権が二重に譲渡された場合の優劣は、譲渡人から債務者への確定日付のある証書による通知または確定日付のある債務者の承諾の有無で決めます。

また、二重譲渡の場合で、確定日付のある証書による通知がともにある場合には、その到達の先後で決めます。

さらに、確定日付のある証書による通知が同時に到達した場合、各譲受人はそれぞれ、譲受債権の全額について、債務者に弁済を請求することができます。

【債務者が債権者に主張できたことは譲受人にも主張できるの？】

債権譲渡によって債務者がこれまでよりも不利な立場に一方的におかれてしまうということは許されるべきではありません。

したがって、債務者は、誰が債権者になろうが今まで主張できた抗弁はすべて主張することができます。

この抗弁は、単に同時履行の抗弁権のようなもののみならず、そもそも債権が不成立だったとか、取消、契約解除、弁済による消滅など、あらゆる主張を対抗することができる解釈されています。ただし、これらの抗弁事由は対抗要件具備時まで存在していたものでなければなりません。

(過去問題にチャレンジ!)

【問 題】 売買代金債権(以下この問において「債権」という。)の譲渡(令和3年7月1日に譲渡契約が行われたもの)に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、誤っているものはどれか。(2021年度問6)

- 1 譲渡制限の意思表示がされた債権が譲渡された場合、当該債権譲渡の効力は妨げられないが、債務者は、その債権の金額に相当する金額を供託することができる。
- 2 債権が譲渡された場合、その意思表示の時に債権が現に発生していないときは、譲受人は、その後に発生した債権を取得できない。
- 3 譲渡制限の意思表示がされた債権の譲受人が、その意思表示がされていたことを知っていたときは、債務者は、その債務の履行を拒むことができ、かつ、譲渡人に対する弁済その他の債務を消滅させる事由をもって譲受人に対抗することができる。
- 4 債権の譲渡は、譲渡人が債務者に通知し、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができず、その譲渡の通知又は承諾は、確定日付のある証書によってしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができない。

正解：2

- 1○ 問題文のとおりです（民法 466 条の 2 第 1 項）。
- 2× 発生した債権を当然に取得します（民法 466 条の 6 第 2 項）。
- 3○ 問題文のとおりです（民法 466 条 2 項）。
- 4○ 問題文のとおりです（民法 467 条）。

筆：Ken ビジネススクール代表 田中謙次